

## ○住宅団地の再生のあり方に関する検討会規約

(名称)

第1条 本会は「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、老朽化した住宅団地の建替、改修を含めた再生を進めるための施策のあり方について、まちづくりの観点を含め、幅広く検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、住宅団地の建替、改修を含めた再生に関連する分野に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 検討会には座長を置く。

- 2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。
- 3 検討会の議事の進行は座長が行う。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、プレスを除き一般には非公開とする。ただし、具体的かつ専門的な調査審議を行うにあたり、検討会における自由闊達な議論が妨げられるおそれがある場合は、検討会の合意により、議事についても非公開とすることができる。

- 2 検討会の資料及び議事内容については、座長に確認の上、原則として、国土交通省ホームページにおいて公開する。ただし資料については、座長が認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は国土交通省住宅局市街地建築課に置く。